

国民年金保険料額の改定

平成31年度の保険料額は、月額16,410円(前年度比70円増)です。

割引のある口座振替早割や前納制度をご利用ください。

学生納付特例制度について

20歳以上のかたは必ず加入していただくのが国民年金ですが、「学生なので収入がなく、国民年金保険料を払うのが難しい」というかたのために、後払いできる制度です。

対象となるかた

各種学校(海外の大学など、対象とならない学校もあります)で1年以上の課程に在籍しているかたで、前年所得による制限があります。

承認されると

10年間まで納付が猶予され、その間はさかのぼって納付(追納)することができます。

猶予された期間は年金の受給資格期間に算入されます。申請をせず保険料を未納のままにすると、けがや病気による障害や死亡といった不測の事態に年金が受けられない場合があります。

承認期間

申請時点から2年1か月前までの期間についてさかのぼって申請できます。複数年度の申請をする場合は、年度毎に1枚の申請が必要です。

申請に必要なもの

学生証や在学証明書または終業期限が1年以上の過程であることを証明するもの。

◆ご注意ください

納付猶予期間は、老齢基礎年金の受給資格期間(最低10年以上)には算入されますが、追納しないと年金受給額には反映されません。追納する保険料には、経過した期間に応じて加算額が上乘せされ、経過期間が長いほど加算額が高くなります。

4月から産前産後期間の国民年金保険料の免除申請が始まります。

免除期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料を免除。

なお、多胎妊娠の場合は、3か月前から6か月間免除。

対象者

「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降のかた。

届出時期

出産予定日の6か月前から届出可能ですので、速やかに届け出ください。

問合せ 秩父年金事務所 ☎27-6560
町民生活課 保険年金担当 ☎62-1232

重度心身障害者医療費助成制度に所得制限が導入されました。

対象者を真に経済的な給付を必要とする低所得者に限定し、負担の公平性を図る必要があることから、平成31年1月1日から所得制限が導入されました。詳細については、お問い合わせください。

- 対象** ・平成30年12月31日以前に受給対象となったかた→平成34年10月から
・平成31年1月1日以降に受給対象となったかた→申請日から
- 内容** ・新規申請時および毎年9月に前年の所得に応じて審査を行います。
・基準額(3,604,000円)以上の場合には、10月1日から翌年9月までの医療費が支給停止となり、支給停止通知を送付します。
※審査対象は、受給者本人の課税所得のみです。
※扶養親族の人数に応じて所得制限の基準額が高くなります。

申請・問合せ 健康福祉課 福祉介護担当 ☎62-1233